

第 1 回杵築市地域自立支援協議会 資料

自立支援協議会とは

杵築市地域自立支援協議会は、障害者総合支援法の規定に基づき、市が行う相談支援事業及び地域の障害福祉サービス、その他のサービスの実施に際し、中立で公平な相談支援事業を実施すること。また、地域の関係機関との連携の強化を図ることを目的に、平成19年3月に設置要綱を制定し、組織された。

○この協議会では、

- (1) 委託相談支援事業所の事業評価に関すること
 - (2) 対応困難な事例等の研究
 - (3) 地域の関係機関とのネットワークの構築
 - (4) 相談支援機能強化事業の活用に関すること
 - (5) 障がい者計画等の策定に関すること
 - (6) 障がい者の権利擁護に関すること
- …などを協議している。(要綱第2条)

○協議会委員は、12人で組織している。

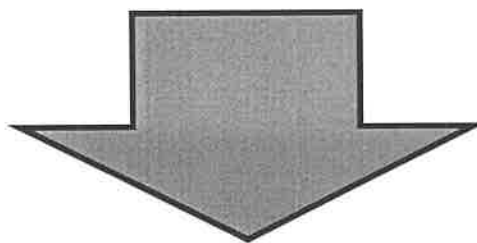
～民生児童委員協議会、就労継続支援事業所、身体障害者福祉協会、医師会、障がい者就業・生活支援センター、市社会福祉協議会、特別支援学校など
(要綱第3条第1項及び第2項)

専門部会設置の経緯

杵築市地域自立支援協議会は、地域における障がい者の諸課題を共有し、支援体制の整備につなげるための協議を行っています。

しかし、その諸課題は生活支援や保健・医療、教育・文化・スポーツ、就労、権利擁護など、各分野にわたっており、本協議会だけでは解決できない場合があります。

設置要綱第3条



第3項に基づき

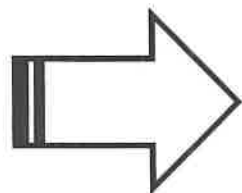
**協議会は、必要に応じ、
部会を設けることができる**

専門部会設置の目的

行政側(市町村職員)だけでは、市内の障害福祉に対する問題発見や問題解決が難しい面がある。そういった面をフォローする機関が必要となる。

◎杵築市地域自立支援協議会における「専門部会」とは、

- ・各分野の中核的な立場の人が集まり、
- ・障がいのある人に対する地域の課題や情報を共有し、
- ・課題解決のための議論を深めていく場



専門部会で挙がった意見を全体会で協議し、計画や施策に反映させていく。

杵築市保健医療福祉総合計画2024

○ 地域福祉計画は、平成30年4月の社会福祉法の一部改正により、任意とされていたものが努力義務とされた。さらに、「地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉その他の福祉の各分野における共通的な事項」を記載する「上位計画」として位置づけられた。

○ 地域共生社会の推進のためには、市における各種福祉サービスの基礎となる各部門計画が、全世代に対応した地域包括ケアシステムの共通認識のもと、一体的に策定される必要がある。令和5年には、介護保険事業計画、障がい福祉計画等、複数の計画が改定時期を迎えることもあり、これらを総合的な地域福祉計画として一体化し、保健医療福祉総合計画2024を策定する。

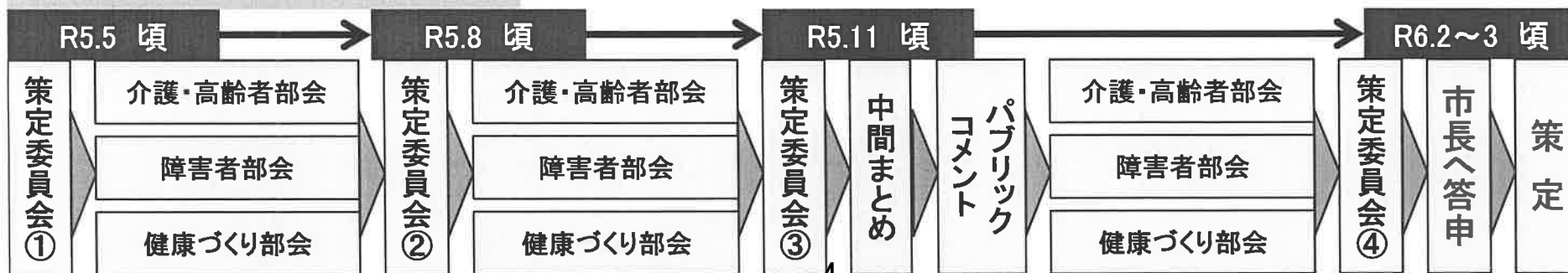
策定計画(予定)

地域福祉計画(再犯防止計画含)、介護保険事業計画・高齢者福祉計画、障がい者基本計画、障がい福祉計画・障がい児福祉計画、成年後見制度利用促進基本計画、健康増進計画・食育推進計画、自殺対策計画、国保データヘルス計画、国保特定健康診査等実施計画、生活困窮者自立支援計画、地域医療の現状

策定委員(予定)

学識経験者、保健医療関係者、福祉関係者、市民代表者、関係行政機関職員 等
※20名以内

総合計画策定スケジュール



就労継続支援B型

整理番号	事業所	定員数	利用者数
1		20	20
2		30	30
3		20	20
4		10	10
5		15	13
6		10	2
7		20	13
8		20	9
9		15	12
合計	-	160	129

杵築市支給決定者数 126名（市外除く、令和4年11月1日時点）

放課後デイサービス

整理番号	事業所	定員数	1日の平均利用者数
1		10	10
2		10	10
3		10	7
4		10	7
5		10	8
合計	-	50	42

杵築市支給決定者数65名（市外除く、令和4年11月1日時点）

障害福祉サービス等における総量規制

- 都道府県等は、指定権限を有する一部の障害福祉サービス等について、都道府県等の障害者福祉計画・障害児福祉計画の達成に支障を生ずるおそれがあると認めるとき(計画に定めるサービスの必要な量に達している場合等)には、事業所等の指定をしないことができる。

対象サービス等

生活介護、就労継続支援A型、就労継続支援B型、障害者支援施設
児童発達支援、放課後等デイサービス、障害児入所施設

事業所等から指定申請があった場合に、以下の(1)・(2)のいずれかに該当する場合は、指定を拒否できる。

- (1) 既に以下の状態になっているか又は当該事業者の指定により以下の状態となるとき

都道府県等が定める区域
における当該サービスの利
用(入所)定員の総数



都道府県等の障害者福祉計画・障害児
福祉計画において定める、都道府県等
が定める区域における当該サービスの必要利
用(入所)定員の総数

- (2) その他、都道府県等の障害者福祉計画・障害児福祉計画の達成に支障を生じるおそれがあると認めるとき

令和4年度 計画策定専門部会 名簿(案)

	所 属	職名	委員名
1	社会福祉法人博愛会 住吉浜リゾートパーク	園 長	釘 宮 浩 三
2	社会福祉法人みのり村 白萩園	施設長	河 野 節 二
3	特定非営利活動法人 道しるべ	代 表	矢 守 和 枝
4	大分県精神保健福祉会 日出ひので会	会 長	藤 波 志 郎
5	社会福祉法人杵築速見のぞみ会 「樹の実園」	園 長	小 野 落 周

相談支援連絡会議

(概要)

毎月1回、杵築市社会福祉協議会にて開催。会議では、相談業務に関する経過報告や、困難事案に対する情報交換を行っている。

(事務局)

杵築市社会福祉協議会

(参加者)

- 杵築市社会福祉協議会 相談員
- 太陽の家障害者生活支援センター 相談員
- しらはぎ障害者生活支援センター 相談員
- 相談支援事業所 select 相談員
- 障害者相談支援センター 暘谷苑 相談員
- 樹の実園 支援員
- 市 福祉事務所